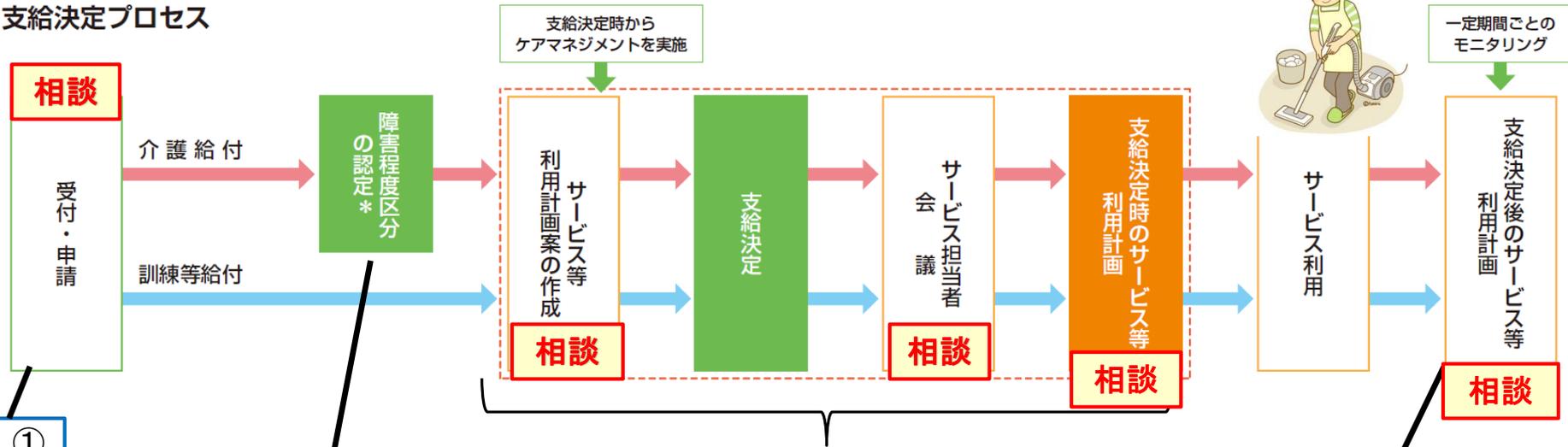


指定障害福祉サービス利用の手続き(相談 = みどりが関わる部分) 【サービス等利用計画作成にかかる流れ(平成31年4月現在)】

■支給決定プロセス



① 受けたいサービスを市町村に書面で申請

② 市町村の聞き取り調査。訓練等給付は、一次判定のみ。介護給付はさらに二次判定(審査会で判定)し区分を認定する。

③ 相談支援事業所がサービス等を調整し「サービスの利用計画案」を作成後、市町村に提出し、支給決定が出されると実際にサービスが開始。

④ サービスが開始されてからも、一定期間ごと(3ヶ月から1年)に計画の見直しがされる。
(新規利用開始3ヶ月は毎月になることもあり。)

